

# みんなど築く国民年金

## 令和4年度の国民年金保険料

4年度(4月～来年3月)の保険料は、月20円引き下りられ、月額1万6590円です。

保険料は、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどで納付できます。市役所、東部出張所では納付できませんので、ご注意ください。

納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されます。

## 保険料の納め忘れはありませんか

3年度分の保険料の納め忘れないか、もう一度納付書を確認してください。保険料を納め忘れたまま納付期限から2年を過ぎると時効となり、納付できなくなります。

納付期間が不足すると、将来、受け取る年金額が減少したり、受け取れなくなったりする場合があります。また、障害のある

状態になったときに受け取れる障害基礎年金や、亡くなつたときに遺族が受け取れる遺族基礎年金も受け取れなくなる場合がありますので、ご注意ください。

☆詳しくは、立川年金事務所へ  
042-523-0352へ。

## 経済的な理由で納付が困難な方は免除・猶予の申請を

経済的な理由で納付が困難な方には、保険料の納付(全部または一部)が免除される制度や猶予される制度があります(配偶者、世帯主所得など要件あり)。

◇申請 年金手帳、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証(お持ちの方)を持って、市役所年金係または東部出張所で

☆詳しくは、市役所年金係へ。

## 学生で納付が困難な方は学生納付特例制度の申請を

学生の方も20歳になつたら国

額納めた方と比べて、将来受け取れる老齢基礎年金額が少なくてなりません。

ただし、免除・猶予期間から10年以内であれば、後から保険料を納付(追納)することで、通常の額を受け取ることができます。

この場合、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して2年度以内であれば、当時の保険料額のまま納付できます。3年度目からは、経過期間に応じた加算額が当時の保険料に上乗せされますので、追納を希望する方は、早めに立川年金事務所へ申し込んでください。

☆詳しくは、立川年金事務所へ  
042-523-0352へ。

## 60歳未満で退職した方は手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務員などが、20歳以上60歳未満で退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

また、退職した方に扶養されていた配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

この場合、免除・猶予期間から10年以内であれば、後から保険料を納付(追納)することで、通常の額を受け取ることができます。

この場合、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して2年度以内であれば、当時の保険料額のまま納付できます。3年度目からは、経過期間に応じた加算額が当時の保険料に上乗せされますので、追納を希望する方は、早めに立川年金事務所へ申し込んでください。

☆詳しくは、立川年金事務所へ  
042-523-0352へ。

## 用語説明



忘れずに手続きしましょう!

- \* 第1号被保険者=自営業、学生、アルバイト、無職の方など
- \* 第2号被保険者=厚生年金に加入している会社員や公務員など
- \* 第3号被保険者=第2号被保険者に扶養されている配偶者